

麻薬廃棄届（法 29 条）

1 内容

古くなったり、変質等により使用しない麻薬、調剤過誤等により使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、麻薬廃棄届を届け出て、麻薬取締員等の立会の下に行わなければなりません。

届出者は、麻薬診療施設の開設者です。開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合は院長等、当該麻薬業務所の長が行うことも可能です。

2 提出書類、部数

麻薬廃棄届 2部

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

5 その他

廃棄立会月日は、後日、薬務課から調整の連絡をしますので、日程調整が連絡可能な方の電話番号を記入してください。